

別表第 20 号 技術的条件・適合認定審査に係る標準手数料(第55条関係)

(4) 技術的条件・適合認定審査に係る標準手数料(消費税別)

(2025年1月1日)

手数料の額(円) 端末機器の種類	試験結果報告等書類(*1)の 提出あり	
	単 独	複 合(*3)
1 移動通信端末機器	40,000	36,000
2 専用通信回線設備等端末機器		
①インタフェースの種類 1(*4)	26,000	22,000
②インタフェースの種類 2以上	28,000	24,000
3 固定電話用設備端末機器		
①データ通信の場合	22,000	20,000
②音声通信(データ通信含む)の 場合	29,000	27,000
4 その他の通信端末機器等	42,000	38,000

(\*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。

(\*2) 試験の内容によっては、一部の試験を外部の試験機関に委託する場合があります。

(\*3) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合、又は業務規程第41条で準用する第33条第3項の技術的条件複合端末に係る申込みをいう。

(\*4) 「インタフェースの種類」とは、固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(\*5) 申込件数等による認定等審査手数料金の減額については、業務規程第55条第6項の規定による。